

# 熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成30年12月13日開催

熊取町議会

# 目 次

〔議員全員協議会（12月13日）〕

熊取町協働憲章の改訂について .....	1
その他 .....	16
1. 熊取駅西地区整備事業の現状報告について .....	16

## 議員全員協議会

月 日 平成30年12月13日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	企画部理事	明松大介
	企画部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	住民部長	藤原伸彦	住民部理事	田中耕二
	都市整備部長	泉谷徹	都市整備部理事	阪上敦司
	政策企画課長	橘和彦	人事課長	道端秀明
	みんなと協働 課長	三原順	まちづくり 計画課長	馬場高章
	道路課長	山原栄次		
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 熊取町協働憲章の改訂について
- 2) その他
  1. 熊取駅西地区整備事業の現状報告について

議長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（坂上巳生男君）本日の案件は、熊取町協働憲章の改訂についての件、1件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、熊取町協働憲章の改訂についての件を説明願います。三原みんなと協働課長。みんなと協働課長（三原 順君）それでは、熊取町協働憲章の改訂についてご説明をさせていただきます。

まず、1枚目のかがみの資料でございます。

協働憲章につきましては、1番にも記載しておりますとおり、平成22年3月に策定し、住民等同士や住民等と行政が連携・協力し、それぞれの特性を発揮しながらまちづくりに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めてきました。一方で、現行の協働憲章策定から一定期間、これは具体的に9年弱となります、経過した中で、協働のまちづくりの成果や課題を明らかにし、時代に即した協働のまちづくりを一層進めるため、今般、憲章の改訂を行ったものでございます。

なお、今回の改訂に当たりましては、協働推進委員会への諮問と答申を経て、本日、憲章改訂(案)として取りまとめをさせていただいております。

2番の協働憲章の改訂のポイントでございます。

協働推進委員会での議論を踏まえ、次の3点に集約されるかと思っております。

①として、協働の理念や考え方は、今も色あせたものではなく、現行の協働憲章を継承したこと、②として、課題等、これはこれまでの協働のまちづくりで把握した課題等から導かれる内容を追加し、なおかつ普遍性のある表現に留意して取りまとめたこと、③として、協働憲章の改訂版につきましては、全体構成をすっきりわかりやすく整理するため、ア)として、憲章として真に必要な部分に絞って掲載内容を精査し、極力ボリュームを少なくしました。イ)として、別冊資料編を作成いたしまして、ボリュームを少なくした結果憲章に記載しないこととなった部分を資料編として取りまとめ、憲章本体を補完しております。ウ)として、憲章に挿入している図をシンプルにし、写真についてもできるだけ活用いたしまして、読みやすさを重視いたしました。

憲章改訂版のポイントとしては以上でございます。

今後の予定でございますけれども、3に記載のとおり、年内に憲章を策定し、年明けには既存制度の改善などに関して協働推進委員会からご意見をいただきながら、協働のまちづくりの具体化を図っていく予定でございます。

次に、憲章の改訂版、本体についてのご説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、「はじめに」の部分をごらんいただきたいと思います。

協働憲章改訂版の導入部分になります。「はじめに」の3段目、「一方で」という部分になります。今般の憲章改訂のきっかけとして、現行の憲章策定後、一定期間が経過し、協働のまちづくりがどのように変化し、何が課題となっているかを整理する時期に来ているというふうに記載しております。その次の4段目、2行目あたりになります。人口減少や少子高齢化の進行でコミュニティの維持が困難になることも危惧される、こうしたことがきっかけで憲章改訂を進めることとなりました。

続いて、目次をごらんいただきたいと思います。

改訂した憲章につきましては、ごらんのように3つの柱で構成しております。現行の協働憲章でありました憲章策定の背景、それと現状の課題などにつきましては、別冊の資料編で取りまとめをさせていただいております。

次に、1ページをごらんください。1枚めくっていただきたいと思います。

本文の初めの3行、1行目から3行目、「『協働』とは」というふうな文章を図化したのが下の図となります。この図につきましては、今回、改訂版で新たに作成し、わかりやすさを追求したものでございます。

それと、本文の3段目になります。憲章は、「協働の理念」「本町の目指す姿」に加え「様々な協働の担い手の役割」を定め、協働憲章が今後のまちづくりを進める上で最重要規範ということを変更して記載しております。この内容につきましては、最重要規範性ということも含め、基本的には現行の協働憲章を継承した内容となっております。

続いて、2ページ目、協働の目的でございます。

1行目、協働の目的は、さまざまな担い手が協働することによる、よりよいまちづくりの実現であり、協働自体が目的、ゴールではないということ、協働は、よりよいまちづくりのためのツールであると記載してございます。この考え方につきましても現行協働憲章を継承している部分でござ

います。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

本町の目指す姿は本文下から3行目あたりにまとめております。地域の課題解決、目標達成などのよりよいまちづくりや地域特性を生かしたまちづくりが進むことで、住民一人一人が地元に着愛を持ち、健やかで生き生きと暮らす、住みたい、住み続けたいまちづくりにつなげようとするものです。目指す姿のこの文章、それと下の図につきましては、全体的には第4次総合計画の記載内容を一定考慮しつつも、できるだけ普遍性を持たせたものにしております。また、目指す姿の図でございますけれども、現行の憲章に記載の目指す姿をできるだけ生かしながら、シンプルにわかりやすくつくり直してございます。

次に、4ページでございます。

協働をすすめるうえでの基本原則でございます。

見出し、タイトルにつきましては「基本原則」としてございます。現行の協働憲章では「基本的な考え方」という記載でございましたから、そこから変更してございます。ただ、柱立てにつきましては、現行の協働憲章と同じ4本柱となっております。内容は若干修正を加えてございます。

その中の基本原則②、情報の発信・公開・共有でございます。

最初の3行の中で、事業の内容をわかりやすく情報発信することが重要であり、広く住民参加・参画を得ることにつながる、こういった部分は現行の協働憲章にはなかった部分で、今回新たに追加した内容となっております。

続いて、5ページとなります。

基本原則④でございます。

ここに記載の図も含めまして、現行の協働憲章の考え方を継承してございます。「※合意形成（Consensus）」と書いた部分の説明書きにもありますように、信頼関係と合意形成が協働の具体化には重要であるといった内容で取りまとめてございます。

続いて、6ページ、3、協働の対象となる住民活動とその担い手の役割でございます。

この柱につきましては、基本的に現行の協働憲章を継承してございますけれども、7ページ以降につきましては改訂版の協働憲章の中でも重要な柱と考えてございます。協働のまちづくりを進める上で、おのおのの担い手は何をすればいいかといったことを7ページ以降で記載してございます。6ページの図につきましては、今回新たに作成をいたしまして、各主体のイラスト、これでいいますと外の円の中にある6つのイラストなんですけれども、このイラストが7ページ以降、同じ主体のイラストということで、よりイメージしやすく表現してございます。

続いて、7ページでございます。

(1) 住民一人ひとりの担い手の役割でございます。

丸の1つ目につきましては、住民一人一人がさまざまな協働の原動力であるということ、それと丸の2つ目には「自らできることを考え、持ち寄り」というふうに記載してございます。「持ち寄り」という言葉につきましては、協働推進委員会でのご意見等を踏まえたもので、住民一人一人が、少しの力でいいので、できることを持ち寄ることが重要ではないかと、これが地域の活性化につながるのではないかと、協働にかかわる人が疲弊することのないように取り組めるのではないかと、そういった観点でこの言葉を入れてございます。

次に、8ページ、(2) 自治会などの地域コミュニティでございます。

担い手の役割の丸の3つ目でございます。「住民の自発的な参加、加入につなげられるよう」といった記載をしてございます。自治会加入率については、低下するなどの現状がございます。これを踏まえて、また役員等の負担がふえているといったことも含めて組織運営や仕組みを見詰め直す、そういった部分でまとめてございます。現状、役員の固定化、重複化といった負担が課題として改めて見えてきたということを含めて、記載のような文章としてございます。

また、次の4つ目の丸に記載のように、さまざまな担い手との連携・協力を深め、地域の課題解

決や目標達成を目指す」と記載してございます。自治会などが住民活動団体や大学等、行政も含めて力をかりながら活動することが、役員等の負担軽減や地域コミュニティが無理なく活動できるようにすることを旨とするというふうにしてございます。

続いて、9ページでございます。

(3) NPO法人などの住民活動団体の担い手の役割でございます。

記載内容につきましては、基本的に現行の協働憲章を継承する形となっておりますけれども、最後の2行にありますように、地域コミュニティや行政等と連携・協力し、地域の課題解決に向けた協働のまちづくりを推進することが、今後ますます重要になるというふうを考えてございます。これにつきましては、一つ手前の(2)の地域コミュニティでも同じような形で触れてございます。

続いて、10ページ、(4)大学等でございます。

この項目につきましては、現行の協働憲章にはなかった項目でございます。本町の地域特性である大学等を生かした協働のまちづくりを一層進めるため、担い手の役割として新たに追加し、明記してございます。

続いて、11ページ、(5)事業者(企業)でございます。

この項目につきましても新規の項目となります。現行の協働憲章でも、担い手としては想定してございましたけれども、項目として憲章で上げたのは今回の改訂版で追加してございます。

続いて、12ページ、(6)行政(町)でございます。

丸の1つ目には、職員一人一人が協働ということを意識して職務に取り組むといった点について、協働推進委員会で議論がございました。協働憲章が今後のまちづくりの最重要規範であるということ念頭に置きつつ、職員のこうした意識や姿勢が住民から信頼を得られることにつながり、協働のまちづくりが進むといった内容で取りまとめてございます。

2つ目の丸でございます。住民提案協働事業制度につきましては、現状の制度運用状況を踏まえ、制度のPRと改善を進めることが重要と考え、記載のような文章としてございます。

3つ目の丸でございますが、職員の意識改革に加えて、住民等への協働に関する意識啓発、それと団体の育成・支援を図ることで、地域の課題解決につなげるというふうにしてございます。

以上が協働憲章本体の主な内容となります。10年たっても色あせないよう、ある程度の普遍性を持たせ、理念、考え方を中心に取りまとめをさせていただいてございます。

次に、別冊資料編について、かいつまんで重要な部分だけご説明をさせていただきたいと思っております。

別冊資料編の表紙をめくっていただきまして、目次のページをごらんいただきたいと思っております。

上のほうに点線の枠囲みをしている部分がございます。冒頭でご説明をいたしましたように、協働推進委員会からの意見を踏まえ、協働憲章でお伝えし切れなかった内容、例えば憲章改訂の背景、本町の現状と課題などにつきまして、別冊の資料編で取りまとめたところを記載してございます。

また、目次の下のほうに「(参考)データ集」と書いている部分がございます。これは、8ページ以降で取りまとめてございまして、協働のまちづくりの成果、課題を可能な範囲でデータとして具体化しておりまして、取りまとめたデータを評価、分析した上で本町の現状と課題として取りまとめてございます。

8ページの(参考)データ集をごらんいただきたいと思っております。

(1)自治会などの地域コミュニティの①自治会加入率の状況でございます。

これまで自治会加入率につきましては、KPI重要業績評価指標、あるいは第4次総合計画でも用いてきましたが、その計算の式につきましては広報配布枚数を分子としてございました。分母につきましては住基の世帯数でございます。今回の協働憲章の基礎データとして今ここに記載している数字につきましては、府内の状況、実態をより反映したものとして、分子を自治会から報告いただいた加入世帯数に変更してございます。従来は広報配布枚数、今回お示ししてございますのが自

治会から報告をいただいた加入世帯数でございます。

結果といたしまして、従来の自治会加入率と比べて10ポイントほど低い加入率となっております。これは、大阪府内の自治体において自治会加入率の府内調査がなされたところ、その大半が分子としているのは自治会から報告のあった世帯数であることがわかったということでありまして、同じ方法で算出した結果、29年度については78.0%というふうになったところでございます。

加入率につきましては、27年度の79.5%から1.5ポイント下がっております。これは、従来の分子が広報配布枚数であったときの加入率の下がり方と同じような下がり方を確認いたしましたので、実態をより反映した数字として記載のような数字をまとめたといったところでございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

(3) 大学等の①町内大学等連携・協力事業の状況でございます。

大学連携・協力事業につきましては、これまで各大学に対しまして町事業への協力というのを事前に依頼するという目的で、予算ベース、計画ベースで取りまとめてきました。今回この表でお示しておりますのは、現行の協働憲章の現状や課題を明らかにするという観点から、実績ベースで取りまとめることが重要だというふうに考えましたので、事業実績ベースでの集計とさせていただきます。

次に、14ページでございます。

真ん中少し下、(4) 町の協働事業施策、①協働の形態別事業施策の状況でございます。

今回の協働憲章の改訂に当たりまして、町の協働事業施策の全体像を示すデータとして町として初めて集約したものでございます。集計結果は、事業の種類や範囲を初め、協働の形態の位置づけ、事業費の捉え方も含め、今後も精査を続けていくデータであるというふうに考えてございます。

次に、15ページでございます。

(5) 新しいタイプの協働事業施策（住民提案協働事業制度）でございます。

22年度から30年度までの間に実施に至った事業数を掲載してございます。9年間で60事業の提案があり、40事業が実施に至っているといった表にしてございます。全体的には、数としては少ないというふうな認識を持っておりまして、制度改善やPRの充実が課題となっているといった状況でございます。

以上で、協働憲章の改訂についての説明とさせていただきます。今後、協働のまちづくりの担い手、いわゆる住民の皆さん、地域コミュニティ、住民活動団体、大学、事業者、そして町が対等な関係で信頼関係と合意形成のもとに協働・参画のまちづくりを進め、住みたい、住み続けたいまちを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）今、協働憲章の改訂版についてご説明をしていただいたんですが、協働憲章をいろんな団体がやりますよというようなところはわかるんですが、非常にわかりにくいのは、住民がいてNPOがいて、大学がいて事業者がいて町がいると、そういう中で何らかの共通の目標をつくって協働していきましようということが書いてありますよね。何をしますかというところがわからないです。協働でやれば協働事業であって、具体的に何をこれはしていこうとしているのか。

あと、主体者になるのが、1ページにもありますが、住民と行政が連携して何か共通の目標を持ってやりましよう。だから、協働で何をするのか、何をしたいのかというのが非常に理解しにくいんですね。

皆さん頑張って協働してやっていってくださいよというところはわかって、大学はいろいろやってきてくれていますよね。住民もやってきていますけれど、子ども会や長生会等は活動人数が減ってきていますよねというようなところがあって、この目的は共通の目標を持って協働でやりましようやけれど、何をするために協働憲章を改訂して、私たち例えば住民は何を意識するのか、協働で

やることだけを意識するのか、それがわからないです。それはどう理解したら、これのどこを読んだら、そういう住民が何をしたらいいのかとか事業者が何をしたらいいのか、NPOが何をしたらいいのかというのはどういう理解をしたらいいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君）まず、この協働は何のためにこれをつくったのかというところでございますけれども、2ページに協働の目的というところで記載をしております。

先ほど説明をさせていただいたんですけれども、1行目にありますように、協働は、さまざまな担い手が協働することによるよりよいまちづくりの実現が目的でございます。協働は、協働すること自体が目的、ゴールではなく、よりよいまちづくりを実現するためのツールの一つでございます。まちづくりはいろんな方法がありますけれども、その一つに協働のまちづくりというのをツールの一つとして位置づけようというのが協働の目的でございます。

協働によって何を指すのかというところは、重ねての説明になりますけれども、3ページに記載をしております。本町の目指す姿の図でございますけれども、それぞれの主体、人のイラストがあって、その上に書いてございます。住民、地域コミュニティ、住民活動団体、大学等、事業者（企業）、町、こういった方々がともに協働・参画をして、点線の丸が4つほどありますけれども、4つのことを目指しながら、最終的には住みたい、住み続けたいまちに持っていきましょうというのが本町の目指す姿、この姿を目指して協働のまちづくりというのを活用してまちづくりを進めていきましょうというところでございます。

あと、住民の意識という部分については、7ページあるいは8ページになるかもしれませんが、7ページでは住民一人一人がどのように意識していけばいいのかというところを記載しております。あくまでこれは理念、考え方を中心に取りまとめてございますので、少しわかりづらい部分はあるかもしれませんが、理念としては、住民一人一人がまちづくりの主役であり、さまざまな協働の原動力と、ベースとしてはそういうふうな考え方で意識をしていただきたいということでございます。

それと、重なりますけれども、住民一人一人が地域社会で「関心を持ち」というところも、関心が少し薄れているという部分も皆さんお感じになっているところもあるかもしれません。関心を持っていただいて、みずからできることを考え、「持ち寄り」という部分は先ほどご説明したとおりでございます。少しの力をちょっとずつ持ち寄って、まちづくりの担い手として活動していただくといったところが大事な部分であるというふうに思います。

住民一人一人以外の担い手、協働のまちづくりの主体ですけれども、これが（2）から（6）までそれぞれ役割として取りまとめておりますので、そういった点でご理解いただけたらというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今ご説明いただいたのは3ページの図ですね。3ページに住民とかいろんな人がいますよと、行政とか。その中で、領域・事業を広げよう、活動を活発にしようというので、これが協働なんですよとおっしゃっていますけれども、その目的は、「より良い公共サービスの提供」「地域の課題解決」「目標達成」「地域特性の活用」とあります。これ、何か目的をつくって活動していくわけですから、一番下の誰が、じゃこの動き出しをするのか。今の説明ですと、住民一人一人が自覚してちゃんとやってくださいよということをおっしゃっているんですね。

じゃ、ある課題を目的にやろうとしたら誰が手を挙げて動いていくんですか。いや勝手に手を挙げてくれたらサポートするんですよということ、誰でも手を挙げてもらったらいいんですよというあれで、このまましていたら誰も手を挙げなかったら何もせえへんということですよ。だけど、皆さんやってくださいよというのがこれであって、町は何もしないけれど、皆さんが手を挙げてやってくれたらそれでいいんですよと、何か解決してくださいということがあれば、ここで誰が動き出すのと。じゃ、皆さんが友達をつくってグループをつくって動き出してくださいよという

ようなことをおっしゃっているんですね。これは、この目標として上の問題を解決するために、住みたい・住み続けたいまちへ皆さん頑張ってくださいよというような役割ですけれども、誰がそこへ向けて動き出すのか、誰がそういうチームをつくってあげるのか、誰がそういうお金をつけてあげるのか、その辺がちょっと読みにくいんです。

その辺は、協働憲章ができれば具体的な活動についてはどうしますよというのは今から出てくるんですか。憲章があって、これはとにかく上の住みたい・住み続けたいまちにするために皆さん頑張ってください、私も頑張りますからというような感じで、ここへ行くための仕組みづくりだとかそういうのは、今から町が道筋を示していただけるということですか。

議長（坂上巳生男君）三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君）今、重光議員おっしゃったとおりでございまして、この理念、考え方をまとめた協働憲章に基づいて、具体的な施策というのをこれから考えていくという段階にあります。具体的な施策を考える上で、改めてまた協働推進委員会にご相談をさせていただいて、ご意見を頂戴しながら具体的な施策というのを考えていきたいというふうに思っております。

例えば、担い手の（１）から（６）の間で、特に自治会などの地域コミュニティ、（２）でございませけれども、この部分については、少し課題としては強く感じているところでございます。とにかく、地域コミュニティの代表的な組織は自治会でございます。自治会あるいはそれ以外の婦人会、青年団、長生会も含めて、地域コミュニティの皆さんに対して町がどういった支援をしていくのか、経済的な支援もありますしマンパワーとしての支援も考えられますし、例えばPRの手段として町の材料、ホームページであるとかそういった部分も含めて町が活用していく部分は大いにあると思いますので、そういった部分をこれから具体策として今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それは町のどこかの部局がやってくれるのか協働推進委員会がやるのかという、例えば子ども会というのは、子ども会に入る人がどんどん減ってきて、子ども会の編成数も減ってきている。長生会も、役員のなり手がなくて長生会をやめる団体が出てきている。自治会も、年をとってきたから自治会員はやめて自治会から脱退しますというのはどんどん出てきているわけですよ。それは喫緊の問題がいっぱいあるけれども、ここでは、子ども会は頑張ってください、自治会は頑張って、長生会は頑張るとというような感じで、今、物すごい問題がいっぱい自治会で産出しているんですよ。自治会長も苦労してはるわけですよ。子ども会も長生会にしても次の役員のなり手がなくてどうすんやと、そういう喫緊の問題がいっぱいあるから、じゃ、それを今から町が提示しますから、それで頑張って活動できることをやりましょうねという提案をするのでしょうか。だから、それはここにある推進委員会の役員がそこを引っ張ってくれるという理解したらよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君）おっしゃるように、地域コミュニティ、自治会、子ども会、長生会含めて何かアイデアといいますか、特効薬があるのかとあったところでございます。町が例えば自治会、子ども会、長生会に特効薬を入れさせてもらって、それで解決するかどうかというところやと思います。これ、すぐには解決できない部分も大いにあるんじゃないかなと思います。

ただ、何もしないわけでもなくて、例えば役員の負担が非常に大きいといった部分に関しましては、自治会にしても子ども会にしても大いにあると思います。この部分については、こうしたら楽になります、こうしたら負担が減りますというのはなかなか出しにくい部分もあると思いますけれども、例えば役員向けのマニュアルを町がつからせてもらって、これを参考に活動してもらったりだとか、あるいは（２）でも書いていますように、担い手の役割の8ページの丸の4つ目になるんですけれども、地域コミュニティの活動は、重光議員おっしゃるとおり、非常に難しい局面にあると思います。それを、解決策の一つとして住民活動団体、これはNPOとか、あるいは広域的な活

動をされている団体になるんですけれども、あるいは大学、行政などさまざまな担い手と連携・協力しながら、要は自治会だけでなかなか解決しにくい部分を、ほかの皆さんの支援あるいは協力を得て少しずつ地域の課題解決に向けて目指していきましょうというのが、ここの4つ目の丸でございます。

既にNPOでも広域的な活動団体、これは町のホームページにも載せておりますけれども、具体的にそういう団体が地域に出向いていただいて活動されている部分があります。各自治会に例えば町内の大学の学生が地域のイベントに参加していただいて、地域を盛り上げていただいているという状況もあります。例えば、そういうところを少しステップにして、地域コミュニティを支えていくのがこれからの大事な部分じゃないかなというのは、これは協働推進委員会でもご意見を頂戴した上でこういう記載とさせていただいているので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）ちょっと私から補足させていただきます。

重光議員からおっしゃっていただいている、例えば青年団だ、子ども会だ、婦人会だというような地域コミュニティの組織率であるとか会員数、これが減少しておるといふ部分については、既に別冊の資料編の例えば2ページのところでも地域コミュニティ組織の加入率や組織率が減少であったりとか、はたまたNPOのところでは、依然として活動資金であるとか事務拠点、マンパワーといったものがやっぱり課題だよねというようなところであるとか、④の行政のところでは、新しい協働事業としての住民提案協働事業、こちらの件数は伸び悩んでいるよねというような、それぞれの課題というものをまず明らかにさせていただいた上で、本編ではそれぞれの役割というものを理念を中心に整理させていただいているというところにして、それぞれ難しい課題を抱えておるといふところにつきましては、この課題を整理する中で、うちのそれぞれの所管課と課題を共有させていただいております。

そういう意味で、どう進めていくかという話になれば、先ほど課長から、今後、この憲章をもとに具体的などころについては推進委員会でも検討するというようなところでしたが、やはりうちのみんなと協働課と所管課で例えばアイデア出しも含めた協議を検討しながら、それをもとに町としての一定の案を出して、推進委員会ですらそれをもとに検討いただくというような形になってこようかと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）住民協働というところでちょっとお聞きしたいのが、資料編の15ページなんですけれども、住民提案協働事業ということでいろいろ事業を提案していただく中で、今までの結果を上げておられますが、60提案があった中で40事業が実施されたけれども、20の提案が不採択、未実施になったというところなんです。なぜ、不採択、未実施になったかというところを説明していただきたいんです。

やりたいということで、今の住民コミュニティで、まずは1つ目に住民一人一人のボランティアの活動、そして2つ目に自治会、そしてNPO法人、大学等ということで、6つのサークル、活動を上げている中で、住民一人一人のボランティア精神というものも必要やということで一番に上がっているわけなんです、その中で1人の個人提案というのが、採択が続いている分とかありますよ。やりたいというボランティアの思いが採択されなかったというところになっているわけですよ。だから、そういうところ、そういった気持ち、協働の精神を促しておきながら結局不採択になったという理由、その辺をまず教えてください。

議長（坂上巳生男君）三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君）20件が不採択、未実施に至った大きな理由としては、一つは協働推進委員会では審査にかかりまして、その結果、不採択となったのが半分ほどございます。この不採択の

理由につきましては、審査の基準が5つほどあるんですけども、その中で広域性が足りないんじゃないかといった部分、印象としてですけども、多かったように思います。個人提案につきましても、20件の未実施、不採択のうち数になるかと思うんですけども、同じように広域性が少し足りないんじゃないかといった部分で不採択になっているケースが多かったと思います。

何分、住民からの提案をいただいたとしても、基本的には税投入するというふうな考え方ですので公益性というのは必ず確保しないとけないし、これが外れるというのはやっぱりちょっと町の補助制度としてはいかがかなというふうには考えてはおりまして、一応、協働推進委員会で広域性については非常に力を入れて審査をしていただいた、その結果だというふうにご理解いただきたいと思えます。

未実施の分につきましては、協働推進委員会で採択を受けたんですけども、その後、翌年度事業実施なんですけれども、それまでの間で何らかの理由で実施を見送ると、提案者からそういった声があった部分もごさいます。それともう一つは、行政提案型の協働事業については、町からテーマを出しましたけれどもそれに対して手を挙げてくださる主体がおられなかったと、そういった部分も含まれてごさいます。

概要は以上でごさいます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

手を挙げて全てできるものではないかも知れませんが、そういう広域性が必要というところもわかるわけなんです。協働憲章を上げている中で、そういった実施されなかった部分につきましてどうしたらそれができるのかという後の指導もしながら、そういったものが取り組めるようにしていく必要が、だから、これは課題として取り上げて、今こういう実態があったと資料の中には載っていますが、やっぱり住民のそういったボランティア精神の育成を推進する意味で、今後、こういった実績を踏まえてそのまま終わりましたというのではなくて、今後こういうふうにしたらできますよというようなところ、そういったものも町としては必要ではないかなというふうに思えます。どうしたら取り組めるかということ課題として取り上げていただきたいと思うんですが、その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君） 三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君） 渡辺議員の今おっしゃっている部分につきましては、協働を所管する課の課員としても非常に問題意識として持ってごさいます。せっかく提案をいただいた内容について、できるだけ協働推進委員会で採択していただくように持っていくのも所管課としての役割だなというふうに感じてごさいます。そこにつきましては今後、そういう住民の皆さんの気持ちを大事にしながら窓口対応というのをしていきたいというふうに思っております。

それと、かがみの文章の中に今後の予定という部分を書いてごさいます。平成31年1月、2月には既存制度の改善等に係る意見聴取ということで、今の制度に対してどういう改善ができるかと。具体的に言いますと、提案者ができるだけ提案してもらいやすいように、手続等も含めてハードルを下げるような、そういう改善ができないかなというふうに現状考えているところでごさいます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） そういう点、以前も私もこの相談を受けて、提案したいという方もいらっしゃって、窓口でいろいろとご相談を一緒にさせてもらったことがあるんですが、やっぱりちょっとハードルが高いものもあると思うんで、そういったところをまた見直ししていただいて、参加しやすいように、提案しやすいようにしていただきたいなというふうに思えます。お願いします。

それともう一つ、本編の改訂版の9ページのところにNPO法人の住民活動団体の例を2つしか載せていませんけれども、これ、何で2つだけなんですか。軽トラ市とかもやってはりますし、今取り上げているのは2つだけしか何で載せていないかなと思ったんですけど、やっぱり、やっ

てはる人をもっと載せてあげたらいいん違うかなと思うんですが。

議長（坂上巳生男君）三原みennaと協働課長。

みennaと協働課長（三原 順君）この写真を選んだのは担当者の好みなんですけれども、協働推進委員会にこの資料をお出しして検討いただいている中で、協働推進委員会の委員の中でNPO活動されていたり、あるいはボランティア活動をされている方がいらっしゃるの、余りそこにかかわりのないような活動の写真をとってこの2枚を選ばせていただいています。特に最近、住民提案協働事業の一つ、それと行政提案型協働事業のうち一つということで選ばせていただいています。

せっかく、これも提案いただいて事業実施まで至っている事業につきましては、ホームページでも実績を写真つきでできるだけわかりやすく皆さんにお伝えしたいなというふうに思っています、既に、住民提案型だと思います。ホームページで写真つきで掲載をさせていただいていると思いますので、またそちらのほうでござんいただけたらというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）先ほど渡辺議員がおっしゃっていましたが、住民がやりたいと言って提案してくることにに対してちょっと足を引っ張っているんじゃないかなと私が思うのは、スケジュールがあると思うんです。8月に審査をして翌年4月スタートですというのは、これはもう熱が冷めるんですよ。だから、20例の中でもう熱が冷めた人が何件かあると思います。そこら辺のスケジュール感も見直す必要があると思いますけれども、そこら辺についてはどうですか。

議長（坂上巳生男君）三原みennaと協働課長。

みennaと協働課長（三原 順君）スケジュール感につきましても、やはり期間がちょっと長過ぎる、事業をスタートするまでに少し時間が長くあき過ぎているという部分はもちろんあります。これについてもできるだけ早く、提案していただいてから実施するまで期間を短くするような、そういう改善をしたいなというふうに思っております。ただ、予算措置の手續だとかもありますので、そのあたりは財政部局とも調整の上、可能な限り提案いただいてからすぐにスタートできるようにというふうに考えております。ただ、具体的な制度設計はこれから考えていきたいというふうに思っています。

あと、写真につきましては、あくまでこの憲章は案でございますので、追加することもできるかなと思いますので、これはまた検討させていただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）補足にもならないですけれども、まず写真については、議員おっしゃるとおり、今現在新しいタイプの協働事業、いわゆる住民提案協働事業で活動していただいている団体の、できるだけ全団体の写真が載せられるようにしていきたい。ただし、写真があるかどうか、この辺もありますので、ちょっとその辺はご留意いただきたいなど。

阪口議員おっしゃっていただいたスケジュールの分については、課長が申し上げたとおり、我々もそこは非常に課題として持っておるところ、通常の民間のファンドなんかからの助成であったら、当該年度の4月、5月にあって採択等を行って年度内に事業が始まるという形が基本的には多いところですので、そこは財政部局も含めてこれから調整というところですが、それ以外にも、例えばプレゼンというようなところも一般の方にとったら結構なハードルになってくると。これが毎回毎回必要なのかというようなところであったりとかいろんな部分があるかと思いますが、その辺はまた、我々もそうですし、実際に携わっていただいた団体のほうからも、どうなのかというようなご意見を頂戴しながら進めさせていただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）今のお答えのとおり、よろしくその点はお願いしたいと思います。

それともう一点、私の印象なんですけれども、6ページに絵があります。このところに「住民一人ひとり」という、このワードはいっぱいあちこち出てくるんです。あえて住民と書いていないということは、住民一人一人というのは、これを見たときにあなたもですよという意味合いを込めて

住民一人一人という言葉を使っていると思うんですよ。その意図は私はそういうふうにとっているんです。伝わってくるんですけども、そうだとしたら、3ページのところの支えている左から事業者、右端に行政、真ん中に住民とあるんです。これも当然、「住民一人ひとり」にすべきであって、字が並べへんからこないしているのかどうか知りませんが、やっぱりあなたも含めて住民一人一人が町と、あるいはほかの機関と連携してということだと思いますから、ぜひこれは変えてほしいというふうに思います。これは私の印象ですので、やりますと言うてくれるんやったら今、返答をお願いします。

議長（坂上巳生男君）三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君）ご指摘のとおり、修正をさせていただきたいというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）質疑というか意見みたいなものなんですけれども、私から見て、いろんな住民が協働に参加してくださっていると思うんです。前回の協働憲章から9年たっているということで、今回改訂ということで、もとは第4次総合計画に沿って、この活動で目標を達成するために協働のまちづくりを進めるというための憲章だと私は認識しているんですけども、この中に、今現状で頑張っている地域福祉協議会だとか地域見まもり隊の皆さんは一人一人の部分に入るのかなとか、文庫活動さんも結構住民でいろいろ活動して支えてくれているよとか、いろんな団体が頭に浮かんでくるんですよ。そういった人たちは自治会などの「など」の中に入ってしまったのかなとか、いや住民活動団体のところに入っているのかなと思ったりするんですけども、何かみんながつくり上げているものという部分では、ちょっと名前が入っているほうが非常にいいんじゃないかなというのが私の感想です。

議長（坂上巳生男君）三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君）住民がかかわる一番大きな部分として、7ページから9ページの中の住民一人一人、自治会などの地域コミュニティ、それとNPO法人などの住民活動団体、このあたりが住民の非常にかかわりの深いところになるかと思えます。住民一人一人につきましては、例えば自治会の会員であったり、あるいはNPOの中の町在住の人であったり、いろんな方が想定されると思います。これは、もう町民一人一人というふうに全体を捉えていただいたらいいのかなというふうに思います。

自治会などの地域コミュニティは、あくまでこの活動内容に書いてございます自治会、子ども会、婦人会、青年団、長生会といった自治会を母体としたといえますか、そういったイメージで地域コミュニティという言葉で定義をさせていただいています。江川議員おっしゃっている地域福祉協議会あるいは文庫活動あるいは見まもり隊、この皆さんにとっては、（3）NPO法人などの住民活動団体、このあたりが非常にしっくり当てはまる部分じゃないかなというふうに感じてございます。7ページには子どもを見守る活動という写真も載っておりますので、少し錯綜したのかもしれませんが、団体としての活動というのは（3）、9ページになりますし、一人一人の活動というのは7ページになります。見まもり隊の写真につきましては、この活動が始まる一番最初の時期はお一人お一人が子どもを見守るといって、一人一人のそういう活動から始まったというふうに聞いてございますので、あえてここは住民一人一人の中に見守り活動というのを入れさせてもらったという、そういう経緯でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。とにかく、現状で活動している人たちは日ごろから一年中かけて活動してはるんですよ、福祉協議会の方たちも。そういう人たちも評価できるような何か言葉があればうれしいかなと思ったので、言わせていただきました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今の住民協働憲章というのは、町民のどれぐらいの人たちが認知していて、今度、この改訂版はどうやって周知していくんですか。僕の感覚からしたら、僕の世代の周りの子は余り

知らんと思うんです。これはどうやって周知していくのかというのを教えてください。

議長（坂上巳生男君）三原みんなど協働課長。

みんなど協働課長（三原 順君）周知の方法については、全戸配布でこれは広報への掲載になるのか、あるいは概要版を別途おつくりして、それを、全戸配布までいくかどうかはわかりませんが、広報は全戸配布ベースというところでは、広報配布というのは最低限の周知になるかと思います。あとは、毎年研修会というのをやっております、単なる研修会だけでなく交流会という形で、例えば住民活動団体、それと自治会の役員をお呼びして、そこで交流をしていただきます。地域の現状がどうなのか、住民活動の状況がどうなのかというところを意見を出し合って交流してもらうという機会も毎年設けています。例えばそういったところに対してであったりだとか、あるいは自治会の役員が集まる機会を捉えて、できるだけそういう周知をしていきたいなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）8年前の憲章からのここに至った過程というのがやっぱりあるかと思うんですけれど、前の過程では何かはっきり課題とか、それからこんなふうにしてというふうなことで課題に対する対策、何か対策というのは参加促進の必要性みたいな感じだけなんで、ちょっとあれなんですけれども、それからの進んできた部分とおくれとか、そのままの状態ととまっている部分があるような気がするんです。書いてあることは、職員の協働に関する経験や認識の向上とか、内容に応じた柔軟で効果的な方策の構築とか縦割り組織による弊害の克服と、住民活動団体のほうでは人材・活動資金の不足とか活動団体ごとの情報交換や協力関係の強化とか、事務機能拠点の整備とか新たな担い手・参加者の掘り起こしというふうな感じで、始まった時点のこれは課題やったと思うんです。だから、今はそこから進んできた、こうなって今はこうですよというところが何か欲しいかなというふうな気がして、これからはこういうふうにやっていきますよみたいな点がちょっと欲しいかなと。

それからもう一点、協働の効果ということで、こういうふうな効果がありますというのできめ細やかな対応と住民満足度の向上とか、それから、これは前のやつ10ページなんですけれども、住民自治の振興、自治力の向上、それから住民との信頼関係の構築とか行政機能の見直しとかというのが載っていて、これもすごく私は重要やと思ったんですけど、今度のところにはそれがありません。やっぱり、基本理念やったらこれは残しておいてほしいなという感じがするんですけれども、その2つがちょっと気になりました。

議長（坂上巳生男君）三原みんなど協働課長。

みんなど協働課長（三原 順君）大きく2点、これまでの振り返っての課題がはっきりと書いていないんじゃないか、それと効果についても書いていないんじゃないかというところがございますけれども、実は、協働憲章については本編と別冊資料編とに分けております。鱧谷議員がおっしゃる部分については別冊資料編のほうで一定触れさせていただいております。

なぜこういうふうに別冊で分けたかといいますと、これは協働推進委員会からのご意見を尊重した形になるんですけれども、とにかく協働憲章とは何か、誰が何をせなあかんかというのをわかりやすく伝えるのが一番大事なことやという、そういうコンセプトのもとに憲章を本体部分と別冊資料編とで分けております。現行の協働憲章については1冊でまとめておりますので、より読んでいただきたい部分を絞り込んだ形になっております。

鱧谷議員がおっしゃっている課題部分につきましては、別冊資料編の2ページ、3ページあたりでそれぞれの自治会の地域コミュニティの課題がどうなのかと順番に記載してございます。それと効果につきましては、次の4ページになるんですけれども、ちょっと書き方が変わっています。協働のまちづくりでどんなメリットがあるんですかという質問形式のタイトルですけれども、要はこの4本柱に関しましては現行の協働憲章とほぼ同じ文章になっておりますので、これについても引き続き、こういった観点で効果を狙っていきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 4ページの部分については理解しました。

今、初めのところから課題がこういうふうになってきたという過程みたいなものですよ。そういうふうな検証というのは、初めつくられたときにはこういうことはなかったけれども、でも残っている部分、それから進んだ部分というのか、そういうふうなことというのは何か必要じゃないかなという気がするんです。確かに、書かれてあることは理解できましたけども。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 2ページ、3ページに書かせていただいているものの多くは、そういう意味では現憲章でもともと課題となっていた部分でできなかった部分の部分が載っている部分を中心になる。できた部分というのはあえて載せない部分があります。

例えば何かといいますと、3点ぐらいあるかなと思いますが、一つは、現憲章でも本町の目指す姿というところで、こんなのが必要ですよ、こんなのが課題ですよというところの整理をしておるんです。その中では、一つには例えば住民や企業や町なんかがお互いに寄附金、お金を出し合って基金をつかって、これを財源にして協働を進めていったらどうなんだというようなことであるとか、これはふるさと基金をつくりまして、そちらのほうで協働の原資になるような形のもの残しておると、これはできた部分になってこようかと。

あと、例えば審議会への参画であるとかパブコメ制度というような既存の協働参画手法の見直しが必要だよというところも書いていまして、こちらについてはパブリックモニター制度とパブコメ制度の2種類を確立したというような、こういったことができたことであるとか、また、協働という部分でみんなが参加できる制度が必要なんじゃないかというようなところでは、先ほどの住民提案協働事業というようなものをつくっていったりとかいうようなのができていったところなんです。ただ、できたところでも、住民提案協働事業なんかは件数が伸び悩んでいるよねという新たな課題があったりとかというようなところは、今の改訂版の課題のほうにも載せていただいているというようなところでご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） わかりました。

行政の課題として書いてあります職員の協働に関する経験や認識の向上とか、協働の内容に応じた柔軟で効果的な方策の構築とか、それから縦割り組織による弊害の克服などという、これ、すごく抽象的でわかりにくいんですけど、この辺については具体的というような、こういうことでできました、前のところに書いてありますけれども、こういうことはできています、こういうことは残っていますみたいなことというのはないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君） 今の現行の協働憲章に記載してある中身に関して、一つ一つ項目を  
.....

（「一つ一つじゃない。抽象的なので、こういうことはまだ残っていますよというふうな感じのようなことというのはありませんかという感じなんですけれども」の声あり）

みんなと協働課長（三原 順君） 掲載を見送った部分もちろんあるというのは、先ほど理事が説明したとおりでございます。現行の協働憲章でも3つほど行政の課題を上げておりますけれども、例えば行政の課題の3つについては、言い方は少し変わっておりますけれどもそのまま行政の課題として残っております。これは、今の改訂版の12ページの（6）行政（町）の丸の1つ目になりますけれども、「町職員一人ひとりが、協働がより良いまちづくりのツールであることを意識して職務に取り組む」、この辺は現行の憲章でいうところの職員の協働に関する経験・認識の向上と、あと、これを少し言い方を変えて残しているような、そういうイメージになるのかなというふうに思います。例えばこういう部分で残している部分もありますよというところで、ご紹介させていただきま

す。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）説明の中で課長が申し上げている部分の繰り返しになるところもあるんですけども、今度の憲章の改訂版、現憲章も部分的にはそうなんです。理念であるとか考え方であるとかというようなものを中心に書かせていただいていると。なおかつ、一定やっぱり普遍性を持たせたいと。総計という動きというのは当然ながら考慮する必要があるんですが、それがあつたとしてもやはり普遍性を持たせるべきであろうという意味では、余り具体的なものを書くとその都度見直してみたいなところが出てきちゃう、これは一定避けるほうがいいんじゃないかというところで、バランスはとらせていただいている部分ですので、具体的な部分がというところは、そういうところを我々も考慮してというところですよ。ご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。文野議員。

1番（文野慎治君）もう中身については言い尽くされているので、このパンフ、これはカラーになるんですよね。じゃないの。

議長（坂上巳生男君）三原みんなと協働課長。

みんなと協働課長（三原 順君）できる範囲でカラーにしたほうが、伝わりやすいのは伝わりやすいと思いますので、検討させてください。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひそうしていただくほうが、非常に役所がつくるパンフレットというのは、今みんなレイアウトからいろいろ考えて、今回も、ぱっと見せていただいた段階では字も少なくなって、イラストとか写真を入れていただいているんですよ。まだ写真をふやせとかいう話も対応できるということやから、意見です。僕の感覚での話なんですけれども、写真全般に言えることは、これ、四角で全部ぼんぼんときているでしょう。これを例えば角にカーブをつけるとか、そんなことをすることによってもっとソフト感が出ます。

それともう一つは、例えば7ページを見ていただけますか。ここは住民一人一人ということなんで、こういうごみを持ち帰るとか見回りをやっていたらいい、こういうのを写真があるから、これをぺちゃっとここへ指示されていると思うんやけれども、今、もっと拡大とかそんなのができますから、できるだけ、ここは一人一人やったらもうちょっと住民の人が大きくなるように、例えば下の見回りのところやったら、上のところはカラーになってもやっぱり黒く写ります。白黒やったら重たいです。そやから、もっと上を切って、実際に横断歩道でやっていたらいい人をもうちょっとクローズアップするような、せっかく写真をたくさん入れようとするんやったらそういうことをしてほしいなと思うんです。

8ページのお餅つきやったら、これは角がこのままでも僕、十分いい写真やなと思うんですよ、雰囲気わかるしね。そやから、全般見ていただいて、余白のところに写真を入れるという発想は非常に、役所のつくるパンフレットは字を書きたがるというのが本来やけれども、手にとってもらえらると思うんです。カラーにしたらもっと手にとってもらえます。写真も、もうちょっとそういう意味で見せ方を工夫してほしいなと思うんです。余白をうまいこと使うということが今のこういうパンフレットのはやりです。

例えば11ページ、ここは写真1個でイラストがあるんですけども、駅前のことを言いたいわけ、人間一人の顔をアップするという重要性を言いましたけれども、ここやったら、みんな駅前やったら広いところとわかりますよね。これやったらもっと駅前のパノラマ的な写真をぺちゃっと載せるとか、そんなふうな、ここまで字を画期的なことをしようと思うんやったら、ぜひそうしてほしいなと思うことです。

イラストは、2ページの輪になっているところ、これはもっと拡大して大きくすべきですわ。これ、小さく原寸か何かわからへんけれど、そのままやっているより、もう少し横に比べても、次のページやったらこんなでかいのも来るわけやからね。

それと、最後の裏表紙もうちよっと大きくするほうが、より手にとってみようかというふうな形になるというふうに思います。

あくまでも僕の感覚ですので、もしまだ手を入れられる時間的な余裕とか予算とかそんなことがない中であつたら、ちょっと考えてみてください。意見です。

議長（坂上巳生男君）三原みんなど協働課長。

みんなど協働課長（三原 順君）貴重なご意見どうもありがとうございます。

余白を十分に活用しながら、写真もできるだけ住民が活躍できているのがわかるような、そういう写真に加工しながら、見ばえをもう少しよくしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）手短に、9年前の策定のときにも少し議員になる前に携わらせていただいていた。そんな関係で、一応住民提案協働事業も我々応募しまして、それで採択もされたんですけども、今の20のうちの1つかもしれません。辞退させていただきました。それはなぜかといいましたら、補助金をいただくわけですけども、そのひもづけとか縛りとか、すごく細かくて、もう面倒くさいと。こんなやつたらもう自分らでやるほうがええよということで、これは商工会青年部の提案だったんですけど、それがやめてしまって、今は自主事業として「くま恋」という婚活のやつをやらせていただいています。

それは自立したのでよかったんですけども、そういった感じで、先ほどハードルを低くと言っていましたので、プレゼンもしかり、我々も一生懸命させていただきました。そんなので、そういったやっぱり苦手なところというのはあると思うんです。そういった意味で垣根をというか、ハードルを低くするというのをぜひ検討いただきたいことが1点。

それからあと、地域でも、自治会もそうですけれど、困っていることについてこういう住民協働提案したいと思っても、そういう知識がないということもあって、リーダー育成じゃないですけども、そういった、先ほど交流会と言いました。それも知っている方は参加されるんでしょうけれど、例えばその長が余り興味がなければ下まで浸透しないということがあるので、ぜひ、そういうリーダー育成じゃないですけど、そういったリーダーをしっかりと育てるような取り組みもしていただいて、その方たちをいかに地域に戻すかという格好で、地域でこれを根づかせるような活動をしていただけるような、そういう研修制度じゃないですけども、資格制度になるのかもしれませんが、そういった工夫をしていただけたらというふうに感じております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）もう一点、すみません。

別冊の7ページに、住民サイドと公の部分ということと、その比率の違う内容がいろいろまとめてありまして、いろんなことをここでやっていくというのはわかるんですよ。佐古議員も今おっしゃいましたけれども、協働提案のこれをいつごろ何をもってやっていくのか、例えばこれをぽつと発表して、今後5年間にどういう方向に持っていきたいのか、これは道しるべをぜひ示していただきたいのと、今、協働提案というのは自分たちのお金と町のお金をほぼ半々ぐらいでないといけない、そんな割があります。協働提案が出たら、これに係る金は全部補助をほぼ100%出すよぐらいの気持ちがないと、住民負担を30万円して町が30万円します、これではスタートしませんよ。やっぱり、いい提案やったら町がキックオフのための資金とかは全部出します、それをやってくださいというぐらいの提案をぜひ発表していただいて、それだったら手が挙がると思うんですよ。

今もう非常に厳しいですよ。提案しようにも、じゃ自分らの金をやらなあかんけれど、それ以上使おうと思ったらもっと自分らの金を出さなあかんということで、非常に難しい条件でやっているの、せつかく協働提案で、まちの中でいろんな問題で解決してもらおうのを住民の皆さんお願いしますというものですから、今、佐古議員がおっしゃったように、できるだけお金の面でのハードル

も特に下げてくださいたいのと、これをできるだけ早く、いろいろなものがどんどん生み出してくるようなスケジュール感を示していただきたいなというのを要望しておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、熊取町協働憲章の改訂についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等あれば承ります。山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）それでは、熊取駅西地区整備事業の現状報告について始めさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。よろしくお願ひします。

このたび、泉佐野市との協議が調い、予備設計業務が完了し、熊取駅西交通広場の概略図が完成いたしましたので、議員の皆様にお示しさせていただき、今後のスケジュールや概算事業費についてご説明させていただきます。

まず、1つ目、経緯でございますが、昨年12月14日、議員全員協議会におきまして熊取駅西地区の整備に係る都市計画変更について報告させていただき、本年6月1日、都市計画変更を行い、8月3日に事業認可を取得してございます。

続きまして、2番目、予備設計の概略図、別紙1のとおりとなっております。2ページ目をごらんください。

駅前交通広場につきましては、広さが3,500平方メートルです。車道幅員が6メートル、停車帯が4メートルとなっております。また、歩道幅員は4メートルから4.5メートルとなっております。バス乗降場が2カ所、タクシーの乗車場と降車場、あと一般車両の乗降場、身障者用の乗降場を配置する計画となっております。また、タクシープールを4台分確保する予定となっております。

連絡デッキにつきましては、幅員を4.5メートルで、既設の東西自由通路と接続し、幅員3メートルの階段、あと11人乗りのエレベーターを2基設置する計画となっております。エレベーター2基を設置することでピーク時の利用者数を賄うことが可能との計算になってございまして、エスカレーターにつきましては検討はいたしました。高低差が約10メートルございまして、標準よりも斜度が緩くなり延長が延びることや転倒などの事故を考慮し、中間で小段を設ける必要があることなど、標準よりは割高となり、費用比較におきましてもエレベーター1基とエスカレーター1基を設置するよりもエレベーターを2基設置するほうが安価となりますので、エレベーター2基設置を採用いたしました。

なお、現在は概略的な計画となっておりますので、現在実施してございます詳細設計において変更となる可能性がございまして。

続きまして、3ページ目をごらんください。

スケジュール案でございます。昨年12月の議員全員協議会説明後、熊取駅西交通広場の事業認可申請図書作成業務と交通広場の予備設計業務をあわせて実施してございます。30年度に入りまして、6月1日に都市計画変更、6月から用地測量業務を実施し、8月の事業認可取得後、不動産鑑定業務、交通広場詳細設計業務、支障物件調査・鑑定業務を実施してございます。31年度につきましては、支障物件調査・鑑定業務を実施するとともに用地買収を進める予定でございまして、32年度につきましては、用地買収を進め、交通広場整備事業を実施する予定となっております。

最後に、参考の超概算費用でございます。昨年12月の議員全員協議会におきまして総額8億2,600万円と説明させていただきましたが、予備設計を行い概略図が完成いたしましたので事業費の精査を行った結果、連絡デッキ及び昇降設備について約7,200万円の増額となっております。それに伴いまして総事業費が8億9,800万円となり、補助金、泉佐野市からの負担金を差し引きますと熊取町の負担分は約1億2,100万円となり、さらに交付税算入等を考慮いたしますと、実質、

熊取町の負担分は約3,600万円となっております。ちなみに、昨年12月の議員全員協議会時点で熊取町の実質負担分は約3,300万円と説明させていただいておりますので、約300万円の増額となるものでございます。

熊取駅西地区整備事業の現状報告につきましては以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「14時54分」閉会）

---

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男